

登録商標「LV等図形」商標権侵害損害賠償請求控訴事件：東京高裁平成30(ネ)10042・平成30年10月23日（1部）判決＜控訴棄却＞

【事案の概要】

1 本件は、被控訴人（ルイ ヴィトン マルチェ）が、控訴人が原判決別紙被告商品目録記載1～8（被告各商品）を譲渡し、譲渡のために展示した行為について、①被控訴人が有する原判決別紙原告商標権目録1及び2記載の商標権（原告各商標権）（被告商品1, 2, 5～8につき原告商標権2, 被告商品3及び4につき原告商標権1）を侵害し又は侵害するものとみなされる（商標法25条, 37条1号）と主張すると共に、②被控訴人の商品等表示として周知又は著名な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用したものであり不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争行為に該当すると主張して、民法709条又は不正競争防止法4条に基づき（選択的主張）、合計237万9278円の損害賠償及びこれに対する不法行為又は不正競争行為後の日である平成29年3月1日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、控訴人による被告各商品の譲渡等は不正競争防止法2条1項2号の不正競争行為に該当するとして、173万1490円の損害賠償及び遅延損害金の支払を認容し、その余を棄却した。控訴人は、これを不服として控訴した。

2 前提事実

前提事実は、原判決「事実及び理由」の第2の2（原判決2頁11行目～3頁5行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点

本件における争点は、原判決「事実及び理由」の第2の3（原判決3頁6行目～20行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

【判 断】

当裁判所は、控訴人による本件控訴を棄却すべきものと判断する。理由は、以下のとおりである。

1 原判決の引用

認定事実、争点2（控訴人の行為が不正競争（不正競争防止法2条1項1号又は2号）に該当するか）、争点3（被控訴人の損害額）については、以下のとおり訂正するとともに、後記2のとおり当審における当事者の主張について付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第4の1～3（原判決9頁22行目～19頁22行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁12行目の「すくなくとも」を「少なくとも」に、また、同頁14行目の「平成1億3700万円」を「平成25年には1億3700万円」に、それぞれ改める。

(2) 原判決15頁21行目の「被告各標章」を、「原告標章」に改める。

(3) 原判決15頁24行目の「商品等表示として使用ではない」を、「商品等表示としての使用ではない」に改める。

(4) 原判決19頁13行目の「小活」を、「小括」に改める。

2 当審における当事者の主張について

(1) 不正競争防止法2条1項2号該当性

ア 控訴人は、被告各商品に被控訴人の著名表示が付されていることは認めつつ、需要者がその出所につき控訴人であり被控訴人ではないと認識し得る場合であり、著名表示は商品のデザインとしてのみ使用されていることから、著名表示が「商品等表示」として使用されているとはいえないなどと主張する。

しかし、不正競争防止法2条1項2号は、同項1号と異なり、「他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」であることを要件としていない。これは、同項2号の趣旨が、著名な商品等表示について、その顧客吸引力を利用するただ乗りを防止すると共に、その出所表示機能及び品質表示機能が希釈化により害されることを防止するところにあることによるものである。このため、他人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示が、商品の出所を表示し、自他商品を識別する機能を果たす態様で用いられている場合には、商品等表示としての使用であると認められるのであって、需要者が当該表示により示される出所の混同を生じるか否かが直ちにこの点を左右するものではない。

また、原告標章は著名性を有し、高い出所識別機能を有するものであること、原告モノグラム表示の使用態様として、商品に応じてその一部分のみを商品に付して使用されており、必ずしも「LOUIS VUITTON」との文字商標を必要とはしていないことは、前記のとおりである（引用に係る原判決「事実及び理由」第4の2(1)及び(2)）。他方、被告標章1～7は、原告標章を構成する原告記号a～dと同一の記号により構成され、その配置も原告標章と同一の規則性に基づくもの的一部分ということができ、また、被告標章8は、被告記号eの存在や配色において原告標章と異なるものの、配置の規則性の点では原告標章と同一に配置されたもの的一部分とすることができる。このような原告標章の著名性や、原告標章と被告各標章との構成要素及び使用態様の共通性に鑑みると、被告各標章は、いずれも、これを見た者の認識において、容易に著名表示である原告標章を想起させるものであることは明らかである。このことは、控訴人が取引の実情として指摘する「REMAKE」、「VINTAGEのLOUIS VUITTONの生地を…落とし込んだ」、「カスタム」、「CUSTOM」といったウェブ上の記載の存在や「JUNKMANIA」という屋号の表示の存在等を考慮しても異ならない。

以上より、被告各標章は、それがデザインとして認識されるか否かはさておき、出所識別機能を有する態様で用いられているものと認められるのであって、この点に関し控訴人がるる指摘する事情を考慮しても、控訴人の主張は採用できない。

イ さらに、控訴人は、不正競争防止法2条1項2号に該当するには著名表示の主体の営業上の利益が侵害されるような場合でなければならないと主張する。

しかし、後記のとおり、表示希釈及び表示汚染という観点をも含め、控訴人の行

為により被控訴人に現に損害を生じていると認められることから、仮に控訴人の主張を前提としても、この点をもって不正競争防止法2条1項2号該当性が否定されることにはならない。

ウ したがって、控訴人の行為は、不正競争防止法2条1項2号の不正競争行為に該当する。

(2) 損害の額について

ア 控訴人は、需要者は、被告各商品が被控訴人によって販売されていない商品であることを認識しながら、敢えて控訴人の商品を購入しており、控訴人による被告各商品の展示販売行為がなければ被控訴人が利益を得られたであろうという関係にはないなどと主張する。

しかし、原告標章と被告各標章との類似性の程度、原告商品及び被告商品の販路の共通性並びに需要者層の重なり合いの蓋然性に鑑みると、被控訴人には、控訴人による侵害行為がなければ利益を得られたであろうという事情が認められることは、前記のとおりである（引用に係る原判決「事実及び理由」第4の3(1)）。

イ 控訴人は、被告各商品の販売により受けた利益は12万3442円であり、かつ、この利益額への原告標章の貢献の程度はその50%にとどまるなどと主張する。

不正競争防止法5条2項に基づく損害額は、侵害者の売上額から原材料の仕入価格その他の変動経費を控除した限界利益と解すべきであって、売上高の多寡にかかわらず発生し得る販売費及び一般管理費等は原則として控除されないと解される。そして、控訴人は、経費の控除につき、その項目を区別することなく、決算書上「経費」として計上したものの全額の控除を主張するにとどまり、変動経費の額に関する具体的な主張立証はない。

また、推定覆滅事情は控訴人において主張立証すべきところ、控訴人主張の被告各商品の売上げに対する原告標章の貢献の程度を裏付けるに足りる証拠はないから、この点に関する控訴人の主張も採用し得ない。

ウ 控訴人は、被告各商品の展示販売により被控訴人の信用が毀損されることはないなどと主張する。

しかし、前記のとおり（引用に係る原判決「事実及び理由」第4の3(2)）、原告標章は著名性を獲得した商品等表示であり、また、被控訴人は、その商品の品質及びブランドイメージを維持管理するために多大な努力を払ってきたことが認められる。他方、被告各商品の中には、被告商品4のように、品質の点で原告商品と比較して粗雑というべきものが含まれていると認められることに加え、控訴人自身、被告各商品は、原告標章（ないし原告モノグラム表示）の著名性に便乗し、被控訴人の商品の「高級感を揶揄し風刺する意図」で製作販売された「チープな商品」と主張しているものであり、客観的にも、その構成等から、そのような意図等で製作販売された商品であることが容易にうかがわれる。

このような被告各商品が市場に存在することが、原告商品の品質及びブランドイメージに悪影響を及ぼし得ることは明らかである。

そうすると、控訴人による不正競争行為は、被控訴人が長年の企業努力により獲得した原告標章の著名性及びそれにより得られる顧客誘引力を不当に利用して利得するものであり、被控訴人の企業努力の成果を実質的に減殺するものであって、著名な原告標章を希釈化するのみならず、これを汚染するものというべきである。これにより、需要者の原告商品又は原告標章に対する信用や価値が毀損され、被控訴人は無形の損害を被ったものと認められる。

エ したがって、この点に関する控訴人の主張はいずれも採用できず、不正競争防止法5条2項に基づく損害額は108万1490円、信用毀損等の無形損害の額は50万円及び弁護士費用相当額15万円を、いずれも下回ることはない。

3 結論

以上のとおり、被告各商品は、自己の商品等表示として被控訴人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示を付した商品を譲渡し、また、譲渡のために展示したものであるから、被控訴人の請求は、控訴人に対し、不正競争防止法4条に基づき、合計173万1490円の損害賠償及び不正競争行為後の日である平成29年3月1日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

【論 評】

控訴人（被告）の主張は、専ら争点2の不正競争防止法に関するものであるが、事実認定のとおり的事实が確認できる以上、控訴人の主張は取るに値しないものである。

〔牛木 理一〕